

「命を大切にする心」を育む指導プログラム

熊本県教育委員会

1 はじめに

生命はかけがえのない大切なものであり、「命を大切にする心」を子どもたちに育むことは喫緊の重要課題です。本プログラムは、小学校・中学校・高等学校における「命を大切にする心」を育むユニット（単元）による指導プログラムです。また、特別支援学校等においては、本指導プログラムに加え、障がいに応じた適切な対応が必要なことから、指導上の配慮事項を併せて示しています。

各学校においては、本指導プログラムを参考に、学校や児童生徒の実態等を踏まえ、学校総体として「命を大切にする心」を育む指導の一層の充実を図っていただくようお願いいたします。

2 「命を大切にする心」とは

教育基本法第2条には、教育の目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定された。また、学習指導要領解説には、「生命を尊重する心」について、次のように示されている。

【小学校学習指導要領解説 道徳編 第4章第5節1】

生命を尊重する心とは、自他の生命の尊厳さを感じ取り、生命あるすべてのものをかけがえのないものとして大切にしようとする心のことである。その育成は、道徳教育の目標に生命に対する畏敬の念を生かすことを示しているように、豊かな心をはぐくむことの根本に置かれる重要な課題の一つである。いじめや生命を軽視するような問題行動などが社会的な問題となっている現在、児童が生きることを喜ぶとともに、一方で自他の生命に関する問題として老いや死などについて考え、自他共に生命の尊さについて自覚を深めていくことは、特に重要な課題である。

【中学校学習指導要領解説 道徳編 第4章第5節（2）】

近年、生徒を取り巻く生活様式も変化し、自然や人間とのかかわりの希薄さから、自殺やいじめなど自他の生命を軽視する行動につながったり、社会問題になることもある。人間としての生き方についての関心も高まるこの時期の生徒に、乳幼児や人生の先輩たちと触れ合ったり、医師や看護師などから生命に関する話を聞く機会をもったりすることなど、自他の生命への尊厳、尊さを深く考えさせ、かけがえのない自他の生命を尊重する心を育成する取組が求められる。人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培っていくことは、豊かな心を育むことの根本に置かれる課題の一つである。

【高等学校学習指導要領解説 総則編 第3章第1節2（2）ア】

生命に対する畏敬の念は、人間存在そのものあるいは生命そのものの意味を深く問うときに求められる基本的精神であり、生命のかけがえのなさに気付き、命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味する。このことにより人間は、自他の生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることができる。

また、ここでいう生命は、人間のみではなく、すべての生命を含んでいる。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命が、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていることを自覚できる。そしてさらに、生命あるものすべてに対する感謝の心や思いやりの心をはぐくみ、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方生き方の自覚を深めていくことができる。生徒の自殺やいじめ、暴力の問題、環境の問題などを考えるとき、このことが一層重要になる。

さらに、小学校学習指導要領第3章道徳「指導計画の作成と内容の取扱い」の1(3)においては、まず、児童生徒が自らの生き方を積極的に考え、かけがえのない自他の生命を大切にする心を育てることの重要性から、「各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮する」とし、次のように中学校を含め、全ての学年段階にわたる一貫した重点として内容項目が示されている。

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること(1)

小学校第1・2学年：生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。

小学校第3・4学年：生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。

小学校第5・6学年：生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。

中学校：生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

3 「命を大切にする心」を育む視点

学習指導要領や中央教育審議会答申等を踏まえ、「命を大切にする心」を育むための視点として、次の四つを設定する。

(1) 自己実現

「命を大切にする心を育む」ということは、言い換えれば「人間としてどう生きるか」ということを考え、深めていくことであり、自己実現を図るための在り方生き方を学んでいくことであると考ええる。

本プログラムでは、まず、自分の存在の大切さを知り、夢や目標をもち、その実現に向けて努力することの大切さや他の人に貢献することのすばらしさについて理解を深める。

(2) 共生

共生とは、他者とのかかわりを大切にし、共に生きることである。家族、友人、集団、社会、自然等とのかかわりを通して、他者の生き方や他者の命に対する理解を深めさせることが大切である。

(3) 自尊感情

自尊感情は、命を大切にする心の基盤となるものであると考えることができる。併せて、自己実現と共生を通して、自尊感情は高められていくとも言える。

本プログラムでは、自尊感情の要素を自己肯定感、自己有用感、自己効力感の三つとし、各要素を次のように捉え、プログラム全体の中で育んでいくようにする。

自己肯定感：自分自身を肯定的に受け止め、よりよくなろうとする感覚

自己有用感：人や社会のために役立っている、期待されているという感覚

自己効力感：人や社会のために何かを成し遂げる力があるという感覚

(4) 生命の社会的・客観的認知(※中学校・高等学校のみ)

生命の社会的・客観的認知とは、生命について自分自身や身の回りの人との関連だけで捉えるのではなく、社会的に生命がどう取り扱われているか、客観的に生命をどう捉えるかの認知である。社会の変化や体験活動の不足、インターネット等のバーチャルな世界の浸透の中、児童生徒が、この認知を誤ることがないようにしなければならない。

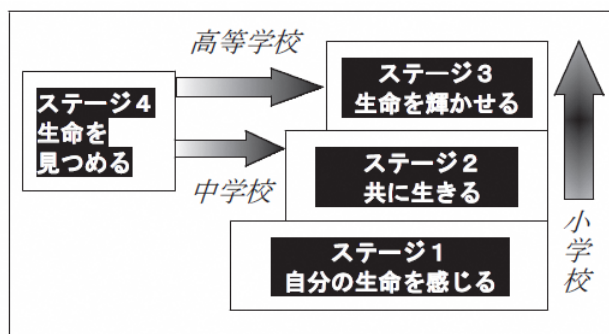
4 「命を大切にする心」を育むためのステージ（例）

段階的に「命を大切にする心」を育むため、各校種の発達段階に応じて、四つのステージを組み合わせ、それぞれのステージで教科等の枠を越えて教育活動全体で指導に当たるようにする。

【小学校】ステージ1→2→3

【中学校】ステージ4→2

【高等学校】ステージ4→3



各ステージの目的

ステージ1 自分の生命を感じる

「自尊感情」の基となる「自分自身の生命」や「自分を肯定的にとらえること」について学習を深め、主題に迫る。

ステージ2 共に生きる

「共生」の基となる「家族」「友人」「他の生命」について学習を深め、主題に迫る。

ステージ3 生命を輝かせる

「自己実現」の基となる「夢や目標」「人のために役立つこと・尽くすこと」について学習を深め、主題に迫る。

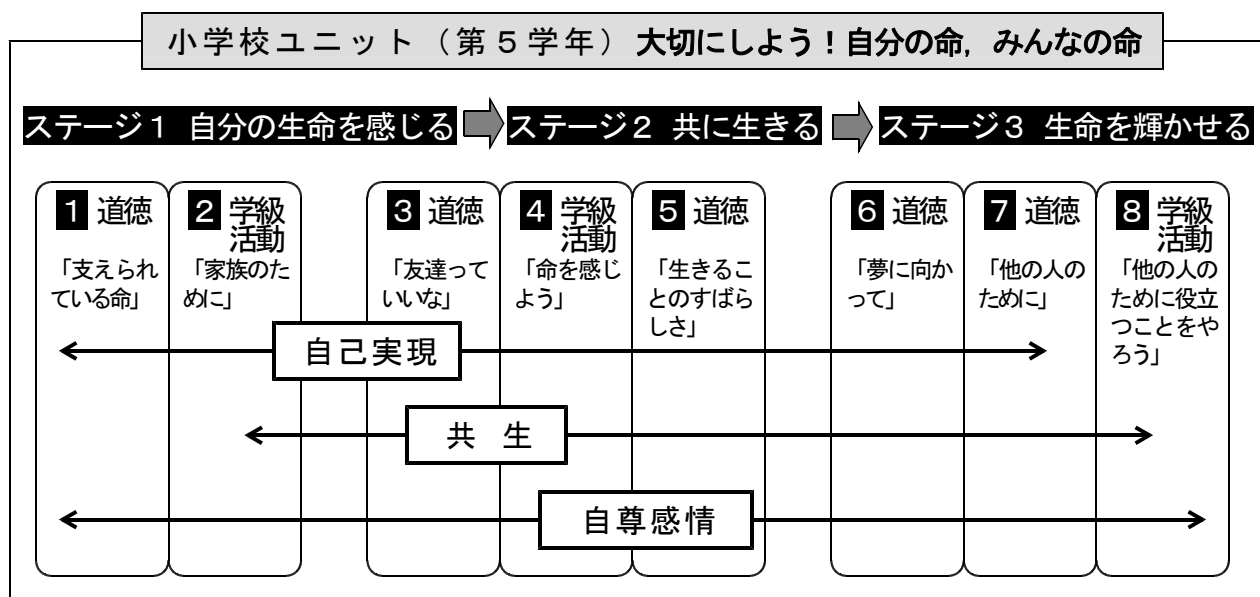
ステージ4 生命を見つめる

「生命の社会的・客観的認知」の基となる「社会問題の中の生と死」等について学習を深め、主題に迫る。

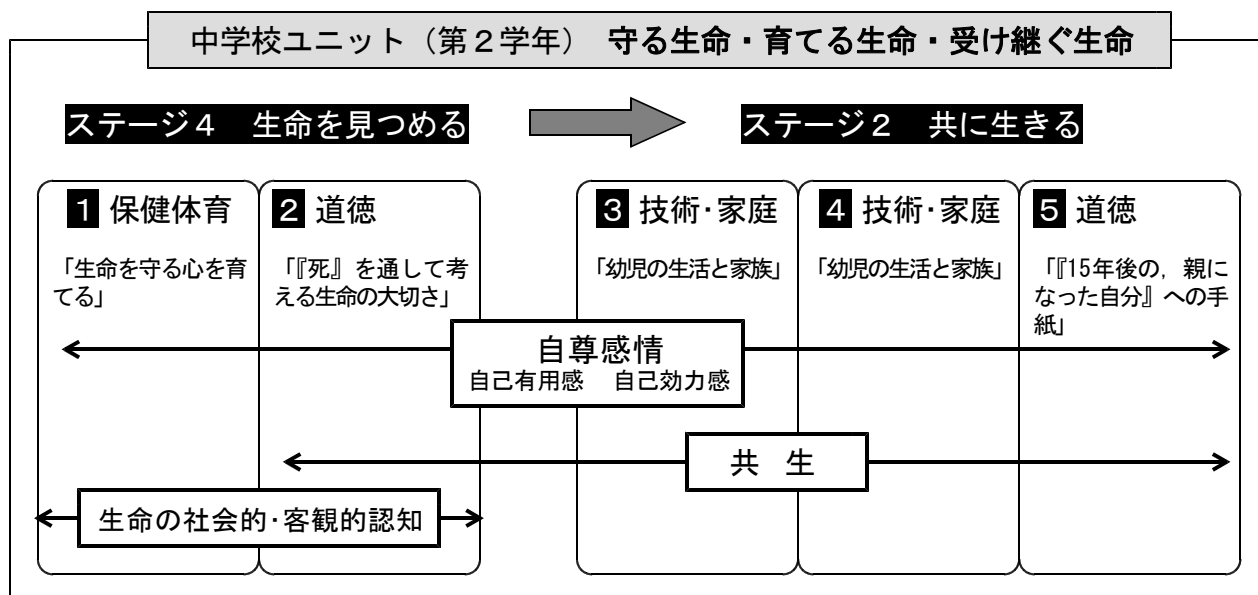
5 指導ユニットの構成

本プログラムでは、各校種の教育課程に応じて、道徳の時間と学級活動、教科、ホームルーム（高等学校）等を組み合わせたユニット（単元）を構成することにする。

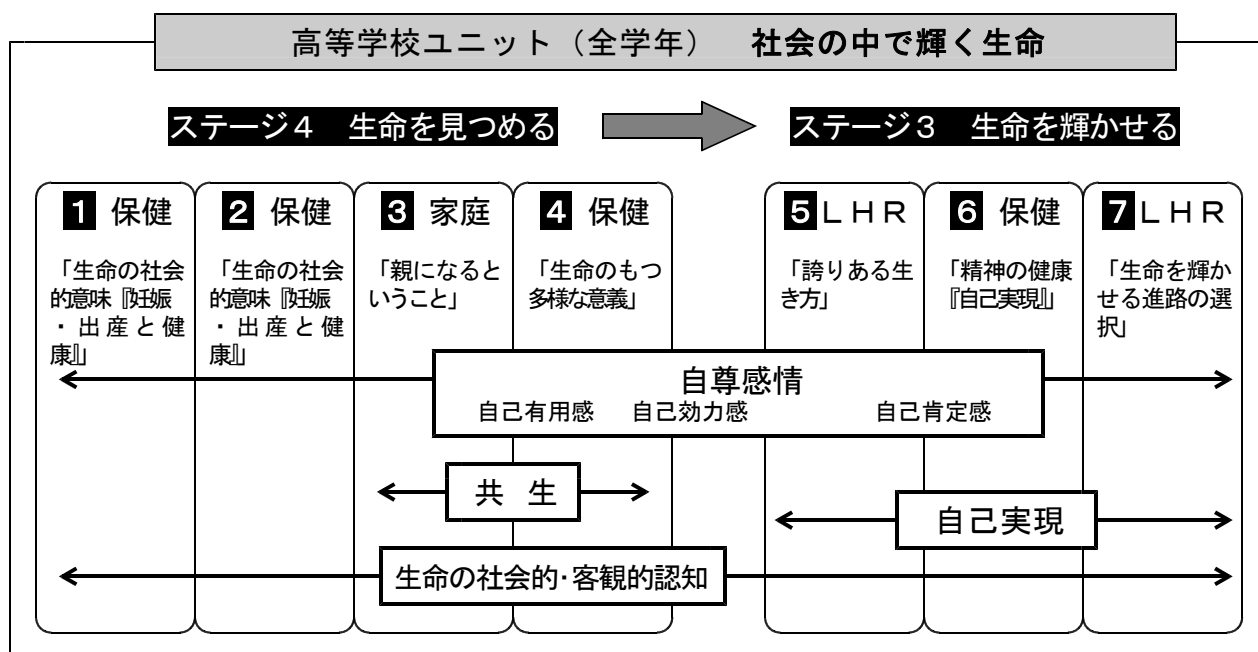
【小学校における指導ユニット】道徳5時間、学級活動3時間



【中学校における指導ユニット】 道徳 2 時間，技術・家庭 2 時間，保健体育 1 時間



【高等学校における指導ユニット】 保健 4 時間，ホームルーム 2 時間，家庭 1 時間



【参考文献】

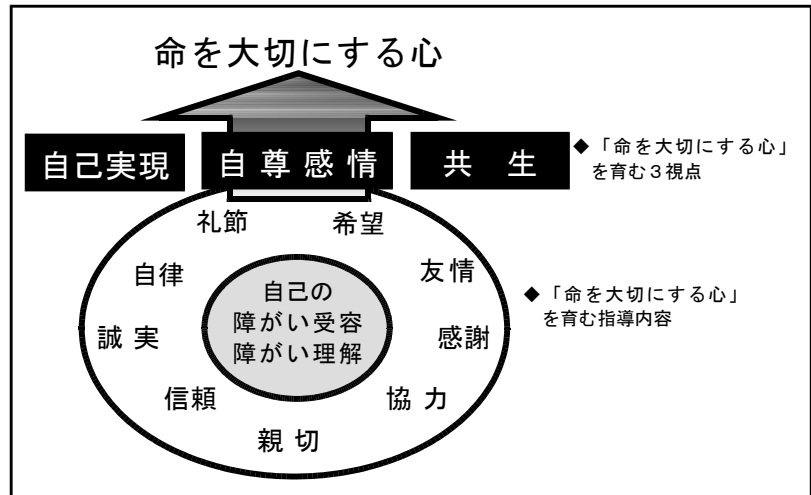
- 平成 18・19 年度 熊本県立教育センター プロジェクト研究
「『命を大切に作る心』をはぐくむ指導プログラム構築に関する研究」
- 小学校学習指導要領解説 道徳編
- 中学校学習指導要領解説 道徳編
- 高等学校学習指導要領解説 総則編

6 特別支援学校等における指導上の配慮事項

特別支援学校等における「命を大切にする心」を育む指導に当たっては、小・中・高等学校における指導の観点・内容に加えて、周囲への障がいに関する理解啓発とともに、自己の障がいを見つめ受け入れ、克服していこうとする意識の醸成が何よりも必要となる。障がいのある児童生徒の場合、周囲の無理解や成功体験が少ないなどの理由から自己肯定感が低下しがちである。同時に、正しい自他理解の弱さも課題であり、これらを育成することが「命を大切にする心」を育む上で重要となる。

そのためには、自己の障がい理解と受容を適切に指導する必要がある、このことが自分や他の命を大切にするにつなぐと考えられる。

障がいのある児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校等において、「命を大切にする心」を育む指導に当たっては、一人一人の障がいの状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うようにする必要がある。



(1) 指導に当たっての配慮事項

指導に当たっては、以下の点に留意して適切な指導内容を個別に設定する。

① 主体的に取り組める内容

児童生徒が興味をもって主体的に取り組む、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができる指導内容を取り上げること。

② 実際の体験活動の重視

その際、児童生徒の学習上の特性から、生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的であることから、実際の体験を重視することが必要である。

③ 交流及び共同学習を通じた相互理解

特別支援学校が、地域の小・中学校や高等学校等、高齢者や地域の人々等と行う交流及び共同学習では、児童生徒の実態や生活経験、地域の特色等を踏まえ、児童生徒が共に活動する人々と主体的に活動に取り組み、関わり合いを展開できるように活動内容や方法、環境づくりを工夫する。

④ 自己の障がい理解と受容に関する内容

障がいのある児童生徒を取り巻く社会の中で、自己の障がいを受容し、必要なサポートを受けながら自分らしく生きる力を育む内容が必要である。

障がいがあっても、自己肯定感をもってたくましく社会に参加していくためには、自己の障がいに向き合い、自分でできることと困難なことを見極め、できないことについては社会や周囲から支援を受けることができるようになっていなければならない。すなわち、自己の障がいの理解と受容ができて初めて真の社会自立や参加が可能となる。

<補足>

本指導プログラムは、平成25年5月8日付け「各学校における『命を大切にする心』を育む指導の一層の充実について（通知）」にて各小・中・高等学校へ周知を図ったものである。

平成27年3月に小・中学校の学習指導要領の一部改正が行われ、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」（道徳科）として新たに位置付けられ、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から、全面実施された。今回改訂された新学習指導要領においても、これまでの道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は引き継がれることに鑑み、作成当初の指導プログラムを踏襲し、継続して推進することとする。